
第四次長野市総合計画基本構想

骨 子（案）

平成 1 8 年 1 月

第四次長野市総合計画基本構想の構成（案）

全体として、市民に分かりやすく簡潔明瞭に表記

【基本構想】

序論

- 1 計画策定の主旨
現計画の現状、社会経済環境、市の現状・課題、策定意志
- 2 計画の構成と期間
基本構想、基本計画及び実施計画
- 3 分野別個別計画との関係
各種分野別個別計画の現状、位置付け

策定の背景や方針を、できるだけ簡潔明瞭に構成

目標編

第1章 まちづくりの目標（都市像）
（現在； - 五輪の感動を未来へ - 夢きらめく交流とやすらぎのまち長野）

- 第2章 まちづくりの視点（都市経営戦略）
- < 視点1 パートナーシップのまちづくり >
 - < 視点2 「長野らしさ」をいかしたまちづくり >
 - < 視点3 市民の目線に立つ行政経営 >

各部会の議論をもとに、まちづくり全般に渡る方向性を「視点」として掲載

第3章 基本指標

- 1 定住人口等（定住人口 年齢別構成 世帯数 就業人口）
- 2 交流人口（都市活力のバロメーター）

第4章 土地利用構想

- 1 土地利用の現況
- 2 土地利用の基本理念
- 3 地域別土地利用の方向性

まちづくりの基本方針編

限られた行政の経営資源を、より効率的・市民本位に活用していくための取組として掲載

第1章 行政経営の方針

役割分担と協働によるまちづくりの推進
地域の個性をいかした住民自治の推進
地方拠点都市としての先導的役割の充実
行政改革の推進と効率的な行財政運営
成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進

各作業部会で検討した、分野ごとの方針

第2章 まちづくりの方針（施策の大綱）

- 保健・福祉分野（認め合い支え合う健康福祉のまち）
- 環境・生活分野（豊かな自然環境と調和した快適に暮らせるまち）
- 防災・安全分野（より安全で安心して暮らせるまち）
- 教育・文化分野（心豊かな人と多彩な文化が輝くまち）
- 産業・経済分野（いきいきと産業が育つ賑わいと活力のまち）
- 都市整備分野（多様な都市活動を支える快適なまち）

第三次長野市総合計画基本構想と第四次長野市総合計画基本構想の構成（案）比較

※ 第三次長野市総合計画基本構想(現行)

※ 第四次長野市総合計画基本構想(案)

第1編 構想策定に当たって

第1章 はじめに

- 1 経過
- 2 計画の性格と目標年次
- 3 計画の構成

第2章 市勢の概況

- 1 位置・地勢
- 2 気候
- 3 沿革

第3章 本市を取り巻く諸情勢と課題

第4章 総合計画策定の基本的考え方

(省略)

【基本構想】

序論

- 1 計画策定の主旨
- 2 計画の構成と期間
- 3 分野別個別計画との関係

目標編

- 第1章 まちづくりの目標（都市像）
- (新設) 第2章 まちづくりの視点（都市経営戦略）
視点1～視点3

第3章 基本指標

- 1 人口
 - 定住人口 年齢別構成
 - 世帯数 就業人口
- 2 交流人口

第4章 土地利用構想

- 1 土地利用の現況
- 2 土地利用の基本理念
- 3 地域別土地利用の方向性

第2編 まちづくりの目標

第1章 将来の姿

第2章 基本指標

- 1 人口
- 2 世帯数
- 3 就業人口

第3章 土地利用構想

- 1 土地利用の現況
- 2 土地利用の基本理念
- 3 地域別土地利用の方向

まちづくりの基本方針編

第3編 施策の大綱

- 第1章 人権を尊び元気とやさしさがふくらむ健康福祉のまち
- 第2章 豊かな自然と共生する環境調和のまち
- 第3章 やすらぎが広がる安全・安心のまち
- 第4章 伸びやかに学び躍動する生涯学習のまち
- 第5章 活力とにぎわいのある未来産業のまち
- 第6章 人々が集い行き交う交流のまち

第1章 行政経営の方針

- 1 役割分担と協働によるまちづくりの推進
- 2 地域の個性をいかした住民自治の推進
- 3 地方拠点都市としての先導的役割の充実
- 4 行政改革の推進と効率的な行財政運営
- 5 成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進

第4編 構想の実現に向けて

- 第1章 市民参加と地方分権の推進
- 第2章 広域行政の推進
- 第3章 効率的な行財政運営の推進

第2章 まちづくりの方針（施策の大綱）

- ・ 保健・福祉分野
- ・ 環境・生活分野
- ・ 防災・安全分野
- ・ 教育・文化分野
- ・ 産業・経済分野
- ・ 都市整備分野

序 論

- 1 計画策定の主旨
- 2 計画の構成と期間
- 3 分野別個別計画との関係

序 論

1 計画策定の主旨（趣旨）

現行計画の現状

- ・オリンピック・パラリンピック開催により、「日本の長野」は「世界のNAGANO」へと飛躍
- ・第三次総合計画において、「 - 五輪の感動を未来へ - 夢きらめく 交流とやすらぎのまち長野」を目指して、市民とともに誇りと愛着の持てるまちづくりを推進

社会経済環境

- ・右肩上がりの経済成長時代から安定成長時代に変化
- ・人口減少とともに少子社会の到来
- ・三位一体改革を始めとする国と地方の関係の見直しなど、今般の社会経済環境は大きく変容

市をとりまく環境の変化

- ・平成17年1月1日に、旧大岡村、豊野町、戸隠村、鬼無里村と合併
- ・今後人口減少に転じることで、第三次総合計画の目標人口40万人との開き
- ・地方分権が一層進展する一方、歳入の増加も見込めない厳しい地方財政状況

課題

- ・それぞれの自治体や地域そして市民一人ひとりがいきいきと元気に自立できることが必要
- ・市民と行政の協働によるまちづくりの推進が必要

策定意志

- ・人口減少及び厳しい財政状況など社会経済環境の変化に的確に対応した新たなまちづくりの基本方針として策定
- ・本市が持続的に発展していくため、「選択と集中」による戦略的な施策の展開
- ・「長野市の最高方針（最上位計画）」との位置付け
- ・広く市民の意見を取り入れ策定

2 計画の構成と期間

- ・基本構想、基本計画及び実施計画で構成
- ・限られた行政資源を有効に活用し、最も効果的な手段を選択し目標達成へ

(1) 基本構想

- ・まちづくりの目標となる将来の都市像とその実現に向けたまちづくりの基本方針を定めるもの
- ・平成 28 年度（2016 年度）を目標

(2) 基本計画

- ・基本構想を実現するための基本的指針
- ・施策の基本的な方向を定めるもの
- ・前半 5 年間（平成 19 年度（2007 年度）から平成 23 年度（2011 年度）まで）を前期基本計画
- ・今後の社会経済環境の変動を踏まえ、後期基本計画を策定

(3) 実施計画

- ・基本計画で定めた施策の方向に従い、具体的な施策、事業の内容を定めるもの
- ・社会経済環境の変化に柔軟に対応するための 3 か年の計画
- ・重点的・戦略的に取り組む内容を明らかにし、随時調整・修正

3 分野別個別計画との関係

現状

- ・各行政分野でマスタープラン、基本計画、ビジョンなどの各種分野別個別計画を策定
- ・これらの計画は、それぞれの行政分野が目指すべき方向性やそのための施策体系を示すもの

分野別個別計画の位置付け

- ・各分野別個別計画は、総合計画を各分野において補完、具体化していくものとして位置付け
- ・総合計画と緊密に連携

目 標 編

第 1 章 まちづくりの目標（都市像）

第 2 章 まちづくりの視点（都市経営戦略）

第 3 章 基本指標

第 4 章 土地利用構想

第1章 まちづくりの目標（都市像）

1 都市像とは

地域づくりの方向性や地域の将来の姿を示すもので、地域づくりの意志を最も端的かつ効果的に表すもの。

- (1) 地域内外への両面性を配慮したものであること。
- (2) 地域づくりの可能性と夢を育むものであること。
- (3) 分かりやすさとインパクトのあるものであること。
- (4) 地域性、独自性豊かなものであること。

上記を考慮し、都市像については、今後検討する。

資料2 参照

第2章 まちづくりの視点（都市経営戦略）

- ・まちづくりの目標を効果的に達成するために、まちづくりの視点を3点掲げる。
- ・視点は、**都市経営の観点から、住む人（市民）や持てる資源が最大限にいかされ、まちづくりの力が自発的、相乗的に発揮できるようにする視点**とする。
- ・また、同時に、分野別の方針である施策の大綱等を包括的・横断的に貫くものとする。

視点1 <パートナーシップのまちづくり>

全ての分野において自立した市民がまちづくりに参画し、市民と行政が協働で創る“ながの”

- ・自立した個人がそれぞれ主体的にまちづくりに向き合える環境づくりが必要
- ・市民はまちの財産と認識し、市民と行政が対等の立場で協働するまちづくりを推進
- ・市民やコミュニティーができない部分を行政が補完し、市民のやる気を支援

視点2 <「長野らしさ」をいかしたまちづくり>

地域の持つ魅力「長野らしさ」を最大限に引き出し、「地域力」と「人間力」で持続的に発展する“ながの”

**自然や歴史・文化、風土を資源として誇れる、住みたくなる地域づくり
産業と観光と地域が一体となり、交流し惹きつける、訪れてみたくなる地域づくり**

- ・都市間競争や北陸新幹線の延伸を踏まえ、資源を最大限に活用し、独自の魅力づくりを進める必要
- ・歴史や文化、豊富な自然、オリンピック・パラリンピックの成功体験などを地域づくりにいかし、「長野らしさ」が感じられるまちづくりを推進
- ・産業振興、交流人口の増加等により外部の活力を惹きつけ、都市の存在感を確立
- ・地域の特性や資源をいかす「地域力」とそれを支える「人間力」をまちづくりの力とする。
- ・長野の個性を伸ばすため、同じ目標や強みを持つ都市間の連携も必要

視点3 <市民の目線に立つ行政経営>

民間活力の導入や絶え間ない改革を推進し、効果の最大化・最適化の行政経営を行う“ながの”

- ・行政自身が新しい力、新しいやり方を取り入れ、従来の発想を転換する必要
- ・市民一人ひとりの力を含めた民間活力を必要な分野に効果的に導入
- ・行政のスリム化や効率化等、常に業務を見直し、最小の費用で最大の市民満足を達成

第3章 基本指標

1 人口

(1) 定住人口

ア 統計的推計

- ・本市の定住人口は、平成17(2005)年にピークを迎え、以降減少傾向に転じると見込まれる。
- ・今後、この状況で推移すると平成28(2016)年には36万7,000人程度の人口になると推計される。

イ 目標人口

- ・目標人口については、今後検討する。

(2) 年齢別構成

ア 年齢3区分別人口

イ 男女・5歳階級別人口

(3) 世帯数

(4) 就業人口

2 交流人口

(現状)

- ・本市は、多くの文化財・史跡、豊かな自然に恵まれ、観光交流を推進
- ・高速交通網の整備、個人のライフスタイルの変化、情報化の進展等による、人々の行動の広域化・多様化
- ・北陸新幹線の延伸、都市間競争の激化、少子・高齢化による定住人口の減少が見込まれる。

(現状から見た方向性)

- ・都市の魅力を高めて訪れる人を増やし、都市活力を向上させていく。
- ・交流人口の増加により、今後の定住人口減少による都市活力の低下を補う。
- ・団塊の世代¹の動向、スローライフ、自然志向等への注目
- ・長野市の魅力を効果的に伝える。

(目標)

- ・観光・コンベンションを主体とする交流人口を指標に、更に多様な交流を推進
- ・訪れた人々が新たな発見や感動を見つけられるまちづくり
- ・自らも誇れるまちづくり
- ・交流人口の拡大による市の経済・産業への幅広い寄与

(結論)

- ・今後も交流人口の継続的な増加を図る。

1 1947～49生まれ(2005年現在で56～58歳)の世代を指す。

交流人口拡大に向けた取組の方向性、数値目標等

「基本計画」に記載する

(理由)

- ・5年を期間とする基本計画に数値目標等を記載して中期的な取組とすることで、途中で方向性を評価し、取組内容や数値目標を見直し、更に新たな取組や数値目標を設定することができる。これにより、交流人口をより現実的、戦略的に捉えていくことができる。

第4章 土地利用構想

策定方針

1 前提

- ・平成12年策定の「第二次長野市国土利用計画」の理念等の継承
- ・社会経済情勢、本市の土地利用の状況、国・県等の土地利用施策の動向等を踏まえた、構想の策定

2 基本方針

人口減少、少子・高齢化等の社会構造の転換が予想される中、地域特性、自然環境の保全等に配慮し、調和のとれた土地利用を目指す

<視点>

- ・拠点地域を中心とした集約的な街づくりの推進による、バランスの取れた土地利用
- ・国土の安全性の向上
- ・環境との共生

構成

1 土地利用の現況・課題

(1) 土地利用の状況（本市域における、土地利用の状況の提示）

- ・土地の利用区分別面積（農地、森林、宅地等の区分別面積）
- ・関係法令に基づく計画区域面積（都市計画区域、農用地区域等）

(2) 土地利用の現況と課題

- ・市民共通の生活・生産基盤である土地について、市民理解と協働のもと、公共の福祉を優先し、長期的視点に立って利用を進める必要性
- ・人口減少や少子・高齢化の進行により、社会経済活動の拡大や都市化の必要性がゆるやかになると予想される中、今後の自然的土地利用（農地、森林、原野等）から都市的土地利用（住宅地、商工業用地等）への転換については、計画的かつ慎重に行う必要性
- ・中心市街地の空洞化、商業施設の郊外化が進展する中、農地と市街地、地

域間等のバランスを考慮し、秩序ある土地利用を進める必要性

- ・環境保全や水源涵養に重要な役割を果たす農地や森林等の保全を図り、国土の安全性を維持・向上していく必要性
- ・本市域の美しく豊かな自然環境を、将来に向けて保全・継承するため、土地利用に当たり自然環境との共生や調和を図っていく必要性

2 土地利用の基本理念

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・社会構造の変化等を踏まえた、開発型から保全型への土地利用の転換・災害につよいまちづくりを目指した土地利用の推進・自然環境の保全に配慮した土地利用の推進 |
|--|

(1) 地域の特性を生かした土地利用

- ・生活圏を中心とした特色ある拠点地域づくりと、それらが相互に連携し機能分担する集約的な街づくりの推進による、バランスの取れた土地利用
- ・歴史的風土の保全や、周辺環境と調和した良好な景観の形成など、地域の個性を生かした土地利用の推進
- ・本市の基幹的産業である農業の、生産基盤である農地の維持・保全

(2) 安全で安心できる土地利用

- ・農地や森林等の国土保全機能の維持向上による、国土の安全性の向上
- ・河川改修や災害対策の実施など、災害に強いまちづくりを目指した土地利用の推進

(3) 人と自然が共生する土地利用

- ・上信越高原国立公園区域をはじめとする、美しく豊かな自然環境の保全

3 地域別土地利用の方向性

地域の自然的・社会的条件、土地利用規制の状況、利用区分別の方向性等を踏まえた地域区分の設定（5地域）による、秩序ある土地利用の推進

(1) 市街地地域（市中央部の平坦地域のうち、市街化が進展している地域）

ア 地域全般

- ・住宅地、商業地、工業地などの適正配置と誘導による、快適な生活環境の確保と機能的な産業基盤の形成
- ・人口構造やライフスタイルの変化に応じた住宅地の供給及び生活基盤の整備等による良好な居住環境の形成

- ・交通の円滑化や歩行者等の安全に配慮した、幹線道路や生活道路の整備
- ・河川空間の活用や公園緑地の確保等による、ゆとりある都市空間の形成

イ 中心市街地（長野地区、松代地区及び篠ノ井地区の中心市街地地域）

- ・魅力ある商業環境や利便性に優れた居住環境の整備による、にぎわいのある都市環境の形成
- ・歴史・文化を生かしたまちなみ整備
- ・歩行者等の安全性、快適性に配慮した都市空間の整備

(2) 田園・山村地域

ア 田園居住地域（市中央部の平坦地域のうち、農地・集落の混在地域）

- ・まとまりのある優良農用地の確保及び農地の有効利用の促進
- ・遊休農地の解消
- ・既存集落内の居住環境の整備、周辺の農地等における無秩序な土地利用転換の抑制による、適切な土地利用の誘導
- ・河川改修や雨水排水施設の整備による、浸水等の災害防止

イ 中山間地域（市西部及び南東部に広がる山村地域）

- ・担い手や営農組織の育成等による、耕作放棄地の増加防止
- ・森林の適切な整備・管理による、災害防止、水源涵養、自然環境の保全
- ・生活基盤の整備や空き家の有効活用等による、定住人口の増加
- ・河川改修やため池の整備等による、地域の防災性の向上
- ・市街地への利便性や地域間の連携、防災性を考慮した道路整備の推進
- ・自然環境や農林産物を活用した、市民のいこいの場、自然体験の場としての土地利用

(3) 自然環境地域（自然公園をはじめとする、良好な自然環境に恵まれた森林、原野、河川等の区域）

- ・貴重な自然環境を形成している原野等における、生態系や景観の保全
- ・森林区域内の宅地等の開発に対する、秩序ある土地利用の誘導（土地利用規制関係法令の遵守、周辺環境との調和等）
- ・貴重な自然や景観の保全に充分配慮した、市民や観光客が豊かな自然と親しめる場としての土地利用

まちづくりの基本方針編

第1章 行政経営の方針

第2章 まちづくりの方針（施策の大綱）

第1章 行政経営の方針

1 役割分担と協働によるまちづくりの推進

- ・ 市民と行政の役割分担の明確化と協働によるまちづくりの推進
- ・ 市民に分かりやすく透明性を確保した行政情報の提供と、施策形成過程からの積極的な市民参画

< 基本計画に向けた要素 >

- ・ 市民との協力・連携によるまちづくりの推進
- ・ 市民と行政それぞれの役割と責任を確認した、適切な役割分担
- ・ 施策形成過程からの積極的に市民が参画できる環境づくり
- ・ 適正な個人情報の保護
- ・ 行政情報の積極的な公開
- ・ 市民に分かりやすい行政情報の提供

2 地域の個性をいかした住民自治の推進

- ・ 市民や地域が自立した地域社会の形成に向けた支援

< 基本計画に向けた要素 >

- ・ コミュニティづくりの推進を図るため、自治会等の地域活動やボランティア・NPOへの情報提供や活動支援
- ・ 住民主体による、地域の個性をいかしたまちづくりの推進
- ・ 都市内分権の推進

3 地方拠点都市としての先導的役割の充実

- ・中核市制度の一層の充実と地方分権の推進を図り、地方自治の自主性と自立性を高めた、市民生活に密着したまちづくりの推進
- ・広域行政の充実・強化による、効率的な住民サービスの提供

<基本計画に向けた要素>

- ・地方分権の推進のため、中核市制度の一層の充実と更なる権限と税財源の移譲
- ・長野広域圏の一体的な発展のため、広域連合による効率的な住民サービスにつながる事業の積極的な推進と充実
- ・国・県の合併促進の動向と圏域市町村の合併に向けた取組状況の把握
- ・新たな地方自治制度の調査・研究

4 行政改革の推進と効率的な行財政運営

- ・行政のスリム化、効率化による小さな市役所の実現を目指す
- ・民間活力の積極的な活用と一層の行政改革による、市民の視点に立った行政運営
- ・財源の安定的な確保と効率的な配分による健全財政

<基本計画に向けた要素>

- ・多様化、高度化する市民ニーズに対応するため、民営化・民間委託・指定管理者制度・PFI事業など幅広い民間活力の積極的な活用
- ・一層の行政改革の推進による事務事業や行政組織の効率化の推進
- ・効率的な財政運営の推進
- ・財政情報の積極的な公開
- ・健全な財政基盤を確立するために、税・保険料、使用料・手数料等の公平な負担や新たな財源の確保
- ・地方分権の推進による三位一体改革や一般財源の伸び悩みの中、最小の経費で最大の市民サービス提供のための、計画的・重点的・戦略的な予算配分
- ・効果的・効率的な行政経営の構築（計画【Plan】 実行【Do】 評価【Check】 改善【Action】）

5 成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進

- ・市民ニーズや行政課題に即応できる組織体制と人材の育成
- ・成果を重視した行政経営

<基本計画に向けた要素>

- ・市民ニーズを捉えた計画的な行政運営の推進
- ・社会経済情勢の変化に即応した組織・機構の整備
- ・行政需要等の状況に対応した、少数精鋭による職員数の管理
- ・新たな人事評価制度の導入と時代に即応した職員の能力向上
- ・行政事務の情報化への対応と電子自治体の推進
- ・ICT社会に対応した市民サービスの拡充（電子申請、公共施設利用等）
- ・効果的・効率的な行政経営の構築（計画【Plan】 実行【Do】 評価【Check】 改善【Action】）（再掲）
- ・最小の経費で最大の市民サービスの提供
- ・成果を重視し満足度を高めていく行政経営

第2章 まちづくりの方針

(施策の大綱)

- ・ 認め合い支え合う健康福祉のまち
- ・ 豊かな自然環境と調和した快適に暮らせるまち
- ・ より安全で安心して暮らせるまち
- ・ 心豊かな人と多彩な文化が輝くまち
- ・ いきいきと産業が育つ賑わいと活力のまち
- ・ 多様な都市活動を支える快適なまち

認め合い支え合う健康福祉のまち

まちづくりの方向性

人間関係の希薄化が危ぶまれている家庭や地域社会において、認め合い地域で支え合うことで、一人ひとりが安心して自立した暮らしを営める健康福祉のまちを目指す。

< 施策の視点 >

- ・ すべての人がお互いの人権を尊重する社会の形成
- ・ 互助の精神に満ちた活力ある共生社会の形成
- ・ いきいきと豊かに暮らせる健康づくりの推進
- ・ 地域での支え合いのための総合的な支援体制の整備・充実

1 安心して子育て・子育てができる環境づくり

- ・ 地域、事業者、NPO及び行政等との連携による、子どもが健やかに育ち、安心して産み育てられる環境の整備
- ・ 子育て支援を含めた各種制度の充実による少子化対策の推進

< 基本計画に向けた要素 >

- ・ 地域での子育て・子育て支援体制の充実
- ・ 児童館、児童センター、地域子育て支援センターなどの子育て・子育て支援拠点の整備
- ・ 安心して子育てができる職場環境づくり（仕事と子育ての両立）
- ・ 子育て支援等の各種制度の充実
- ・ 保育所の整備及び保育サービスの充実
- ・ ひとり親家庭への支援の充実
- ・ 医療機関等との連携による子どもの健全育成の推進

2 生きがいのある豊かな高齢社会づくり

- ・高齢者が住み慣れた地域で認め合い支え合いながら暮らせる環境づくりの推進
- ・関係機関の連携の強化による高齢者の多様なニーズに対応した総合的なサービスの推進
- ・高齢者が自らの生きがいづくり・健康づくりをするとともに、それぞれの持てる力に応じて市民としての社会的役割を積極的に果せる環境づくりの推進

<基本計画に向けた要素>

- ・高齢者を受け入れる（人権意識）意識啓発
- ・地域での多様な助け合いによる活動の支援
- ・医療・保険・地域・行政の連携
- ・介護予防、認知症への対応など高齢者の多様なニーズに対応した包括的相談窓口や支援体制の整備・充実
- ・高齢者の社会参加の促進
- ・生きがいと健康づくりの推進

3 自分らしく生きられる社会づくり

- ・障害のある人の社会参加の促進による障害のない人との相互理解を育む環境づくりの推進
- ・だれもが地域で自立し、安心した生活が営める環境と支援体制の充実

<基本計画に向けた要素>

- ・学校教育の充実
- ・スポーツ・文化・芸術の振興
- ・障害のある人もない人も等しく社会活動できる環境の整備
- ・交流による相互理解の促進
- ・多様なNPO、社会福祉法人等との協働
- ・身近な地域の中で障害のある人の自立へ向けたサービスが提供できる体制の整備・充実
- ・自立の促進
- ・安心して暮らせるユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
- ・地域福祉社会の構築

4 安心して暮らせる生涯健康づくり

- ・健康づくりへの意識の高揚と自ら健康の保持・増進が図れる支援体制の充実
- ・医療機関等との連携による安心して医療を受けられる体制の充実

< 基本計画に向けた要素 >

- ・食育指導や運動指導など健康教育・指導の推進
- ・健康相談窓口等の地域保健体制の充実
- ・保健・予防対策の充実
- ・保健センターの整備・充実
- ・医師会など医療機関との連携の促進
- ・救急医療及び地域医療の効率的な提供体制の充実
- ・公的医療保険等の充実

5 人権を尊ぶ明るい社会の形成

- ・すべての人が人間として尊重され、あらゆる差別のない明るい社会の形成
- ・性別にかかわらず個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の形成

< 基本計画に向けた要素 >

- ・学校、家庭、地域、企業等あらゆる場で人権教育・啓発活動の推進
- ・相談体制の充実
- ・男女共同参画意識の啓発
- ・家庭・職場・地域などでの活動が両立できる相談・支援体制の充実

豊かな自然環境と調和した快適に暮らせるまち

まちづくりの方向性

環境への負荷の低減の義務化等、地球規模での環境問題への取組が求められている中において、市民、事業者及び行政のパートナーシップにより、豊かな自然環境を保全し、限りある資源が循環する、環境に調和した長野らしいまちを目指す。

< 施策の視点 >

- ・ 豊かな自然と調和し、共生するまちづくり
- ・ 市民の環境に対する意識の高揚
- ・ 市民、事業者及び行政が一体となった協働体制の推進
- ・ 家庭や地域における環境に対する取組の推進

1 豊かな自然環境の保全と創造

- ・ 市民、事業者及び行政が一体となった地球温暖化防止対策
- ・ 環境教育や環境学習の充実による、環境問題に対する意識の高揚
- ・ 自然環境の保全と創造や豊かな生態系の維持

< 基本計画に向けた要素 >

- ・ 市民、事業者及び行政が一体となった地球温暖化防止対策のより総合的かつ計画的な促進
- ・ 環境教育と環境学習の推進
- ・ 地球環境や自然環境の保全などの環境問題に対する意識の高揚
- ・ 在来種や希少動物の保護による生態系の維持
- ・ 緑豊かな自然環境の保全に向けた取組の推進
- ・ 環境に関する様々な情報の発信や提供
- ・ 山林の整備と保全
- ・ 大気、水質及び土壌等の環境汚染の監視
- ・ 河川が有する様々な機能の復元

2 資源が循環する環境共生都市の実現

- ・省エネルギーの促進を図るとともに、新エネルギー等の活用による、自然環境と共生する都市の実現
- ・3R（リデュース・リユース・リサイクル）の意識の醸成を通じた、資源循環型社会の実現

< 基本計画に向けた要素 >

- ・経済性、効率性及び利便性優先の社会からの転換
- ・環境に対する負荷を最小限にとどめる活動の支援
- ・省エネルギーの促進と自然エネルギーや新エネルギーの活用の推進
- ・人と自然との共生を図った環境共生都市（エコシティ）の実現
- ・化石燃料の使用抑制
- ・3R（リデュース＝ごみの減量・リユース＝再利用・リサイクル＝再資源化）の意識の醸成
- ・資源循環型社会の実現
- ・ごみの減量と再資源化の推進
- ・資源循環に配慮した廃棄物処理施設の整備

3 安全で快適な生活環境の形成

- ・不法投棄の未然防止と適正な廃棄物の処理
- ・市民生活における身近な生活環境の保全
- ・高齢者や障害のある人が安心して暮らせる居住環境の整備
- ・安全でおいしい水の安定的な供給と全戸水洗化を目指した公共下水道等の普及

< 基本計画に向けた要素 >

- ・不法投棄防止に対する市民意識の高揚
- ・不法投棄の未然防止の徹底
- ・周辺環境に配慮した適正な廃棄物の処理の推進
- ・騒音、振動、悪臭等についての監視・指導體制の充実
- ・高齢者や障害のある人が安心して暮らせる居住環境の整備の推進
- ・安全でおいしい水の安定的な供給
- ・全戸水洗化を目指した公共下水道等の普及の推進

4 潤いと個性ある調和のとれた景観の形成

- ・ 自然環境や風土と調和した緑化・親水空間の創造
- ・ 市民、事業者及び行政のパートナーシップによる良好な景観の形成

< 基本計画に向けた要素 >

- ・ 自然環境や風土と調和した豊かな緑化空間の充実
- ・ 自然環境や風土と調和した潤いある親水空間の創造
- ・ 市民参加による公園整備等の推進
- ・ 都市景観に対する市民意識の高揚
- ・ 市民、事業者及び行政のパートナーシップのもとで、魅力的で潤いある景観の形成
- ・ 歴史ある街並みの保全と伝統的な景観の形成

より安全で安心して暮らせるまち

まちづくりの方向性

災害、犯罪等が多発し社会不安が広がる中において、市民の生命・財産を守り、より安全で安心な住みよい地域社会の実現を目指す。

< 施策の視点 >

- ・ 市民、地域、事業者、関係機関及び行政の相互連携による防災・防犯の取組の推進
- ・ 災害、犯罪等に対する備え、知識及び危機意識の共有

1 災害に強いまちづくりの推進

- ・ 災害に関する具体的なデータの開示など、適切な判断材料の提供による、市民の防災意識の高揚
- ・ 市民、地域、事業者、関係機関及び行政の適切な役割分担による総合的な防災体制の整備
- ・ 治山・治水対策及び都市排水施設整備の推進
- ・ 消防・救急・救助体制の充実

< 基本計画に向けた要素 >

- ・ 防災に対する市民意識の高揚
- ・ 市民、地域、事業者、関係機関及び行政の適切な役割分担の明確化と周知徹底
- ・ 災害、有事に対応するための総合的な防災体制の整備
- ・ 地域防災体制の充実
- ・ 公共施設、民間建築物の耐震対策の強化
- ・ 防災情報、食料備蓄、避難体制等の充実
- ・ 広域消防の充実
- ・ 治山・治水対策、都市排水施設整備の推進
- ・ 消防施設、消防装備の整備や消防団活動による消防力の充実強化
- ・ 救急件数の増加、災害の多様化に対応した救急救助体制の充実

2 より安心して暮らせる安全社会の形成

- ・交通安全教育や交通安全対策の推進による交通事故のない安全なまちの実現
- ・市民の防犯意識の高揚と、地域ぐるみの防犯対策の推進による犯罪の起こりにくいまちの実現
- ・消費生活に関する情報提供や相談体制の充実と生活衛生対策の充実

< 基本計画に向けた要素 >

- ・交通安全教育・運動の推進
- ・安全で快適な道路環境整備の推進
- ・防犯に対する意識の高揚
- ・犯罪の起こりにくい地域ぐるみの防犯対策の推進
- ・消費生活に関する啓発、教育、相談体制の充実
- ・食品衛生、環境・薬事衛生の生活衛生対策の充実

心豊かな人と多彩な文化が輝くまち

まちづくりの方向性

社会環境の急速な変化に伴い、価値観やライフスタイルが多様化し、地域コミュニティの重要性が高まる中において、健やかで人間性豊かな人材の育成と地域に息づく多彩な文化の形成を目指す。

< 施策の視点 >

- ・ だれもが自由に学びあい創造することができる環境の整備
- ・ いきいきとした豊かな人づくりの推進
- ・ 連携と交流による地域の特色を生かした教育や学習の推進

1 次世代を担う人材の育成と環境の整備

- ・ 個性を伸ばし、心の優しさと豊かな感性を培い、生きる力を育む多様な教育の展開
- ・ 個々の児童・生徒に応じた支援体制の充実
- ・ 家庭・学校・地域の連携と交流の推進

< 基本計画に向けた要素 >

- ・ 幼保連携や小学校との適切な情報交換による幼児教育の推進
- ・ 「生きる力」を育む学校教育の推進
- ・ 国際理解教育や体験学習、情報教育など教育内容の充実
- ・ 学校間の連携や交流の推進
- ・ 教職員の資質の向上
- ・ 食育を通じた児童・生徒の健全育成
- ・ 学校規模の適正化と通学区域制度の弾力化の推進
- ・ 安心して学習できる教育環境や施設の整備
- ・ 魅力と活力あふれる特色のある市立高等学校の整備
- ・ 市内大学等高等教育機関の連携による高等教育の機会充実
- ・ 特別な支援を必要とする児童・生徒や、不登校などの問題に対応するための個々のニーズに応じた支援体制の整備
- ・ 家庭や地域の教育力の向上と家庭、学校、地域の連携と交流の推進

2 豊かに学びあう社会の形成

- ・だれもがいつでも自由に学びあうことができる学びの場や機会の充実による、生涯学習環境づくりの推進
- ・学びの輪の広がりによるいきいきとした地域づくりの促進

< 基本計画に向けた要素 >

- ・市民ニーズに対応した学習機会の提供
- ・生涯学習指導者の育成と活動体制の整備
- ・生涯学習機関や大学等高等教育機関との連携による学習機会の充実
- ・学校施設の活用や公民館・図書館等の生涯学習施設・機能の整備・充実
- ・学びの成果を活用するシステムづくり
- ・生涯学習を通じた地域の人的・知的ネットワークづくり

3 ゆとりと潤いを感じる多彩な文化の創造と継承

- ・市民の文化芸術活動の促進と文化的風土の醸成
- ・地域の伝統文化や文化財の保存と市民参加による活用と継承の促進

< 基本計画に向けた要素 >

- ・市民の主体的・創造的な文化活動への支援
- ・多様化する市民ニーズに応じた芸術文化活動等の鑑賞機会の充実
- ・野外彫刻の魅力向上
- ・幼児期からの豊かな情操教育による文化的風土の醸成
- ・地域文化の効果的な情報発信
- ・伝統的な行事・祭り・芸能の保存と継承
- ・地域文化の見直しによる地域資源の再発掘など文化財の調査・保護
- ・市民参加による伝統文化や文化財の継承・保存の仕組みづくりと新たな活用策の展開

4 躍動する市民スポーツの振興と競技力の向上

- ・だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりの推進
- ・競技スポーツの振興と選手の競技力の向上

< 基本計画に向けた要素 >

- ・スポーツ・レクリエーションに親しめる機会の充実
- ・障害者スポーツの振興
- ・スポーツを通じた健康づくりと体力の向上
- ・スポーツ指導者の育成と活用のための組織体制の充実
- ・総合型地域スポーツクラブの創設・育成
- ・スポーツを通じたボランティア活動への支援
- ・学校施設の開放や既存スポーツ施設の有効利用など環境の整備・充実
- ・地域に根付いたクラブチームの育成
- ・各種スポーツ団体との連携による競技スポーツの振興
- ・オリンピックの資産を生かした国際競技大会等各種スポーツ大会の誘致促進と開催支援

いきいきと産業が育つ賑わいと活力のまち

まちづくりの方向性

人口減少社会を迎え、都市の持続的な発展のための活力あるまちづくりが求められている中において、長野ならではのオンリーワンを絶えず模索しながら、地域経済の牽引役となるいきいきとした産業の振興を目指す。

< 施策の視点 >

- ・ 商業、工業、農業、林業、観光の各分野での連携・融合
- ・ 地域資源のブランド化
- ・ 既存産業の高付加価値化
- ・ 産業を支える人づくり
- ・ 産業の育成による地域雇用の確保

1 賑わいと活力を生む観光・コンベンションの推進

- ・ 独自の魅力や観光資源を生かした、訪れてみたくなる地域づくりの推進
- ・ 周辺市町村とも連携した、滞在型・域内周遊型観光への転換
- ・ 観光、コンベンションの振興による幅広い地域経済の活性化

< 基本計画に向けた要素 >

- ・ 自然や歴史・文化等の地域資源の活用による地域の魅力を生かした地域観光ブランドの確立
- ・ 価値観やニーズの変化に対応する、体験・体感型観光への転換に向けた新たな観光価値の創出
- ・ 産業観光など他分野との連携
- ・ 広域地域の連携による集客力の強化
- ・ 効果的なプロモーションと情報発信
- ・ ホスピタリティー豊かな地域づくり、人づくり
- ・ コンベンションの誘致と観光連携
- ・ 観光交流による地域経済全般の振興

2 活力ある農林業の推進と中山間地域の活性化

- ・ 農業の担い手確保や農業の高付加価値化の推進による、地域の農業経営の確立と安定化
- ・ 消費者ニーズや需要と結びついた活力ある農業の推進
- ・ 中山間地域の特性を生かした産業づくりと活性化対策の推進
- ・ 大きな面積を占める森林資源の保全と、市民に身近な森林づくりの推進

< 基本計画に向けた要素 >

- ・ 意欲ある農業の担い手の育成、確保
- ・ 地域（集落）営農組織の育成と営農支援
- ・ 生産技術の向上や生産の効率化
- ・ 農業公社等の農業支援体制の整備
- ・ 地産地消の推進と地域特産品の育成
- ・ 安全な農産物の供給と環境にやさしい農業の推進
- ・ 消費者ニーズや需要と結びついた農業と消費者に向けた情報発信
- ・ 農産物の安定供給と産地化の推進
- ・ 遊休農地、耕作放棄地の対策（農地の集約化、流動化）
- ・ 中山間地域が有する自然環境や防災等の多面的機能の保持に向けた支援
- ・ 中山間地域の特性を生かした産業の育成、振興
- ・ 中山間地域と都市部の交流など、総合的な活性化対策の推進
- ・ 森林の公益的機能保持のため、計画的な整備による森林資源の保全と活用
- ・ 森林とのふれあいなど親しみの持てる森林づくり

3 特色ある産業の集積と工業の高付加価値化

- ・ 新技術等の研究・開発や製品の高付加価値化の支援を通じた、特色ある地域産業づくりと産業の集積化の推進
- ・ 企業誘致の積極的な推進による地域経済の安定と雇用の確保
- ・ 安定した社会づくりに向けた高齢者や若年層、女性等の就業支援と雇用の促進

< 基本計画に向けた要素 >

- ・ 特色ある地域産業づくりに向けたビジョンの明確化（産業の集積化）
- ・ 企業活動の強化やイノベーションの促進とその支援（ベンチャー支援含む）
- ・ 産学行連携、企業間、支援セクター等の連携推進とコーディネート機能の強化
- ・ 新技術等の研究・開発や製品の高付加価値化による産業の活性化
- ・ 地域産業の技術力や製品の情報発信と販路拡張
- ・ 企業立地環境の整備と企業誘致の推進
- ・ 就労機会の確保促進と職業意識の形成支援
- ・ 高齢者の技能や人材の活用
- ・ 労働環境の整備と能力・技能等の向上支援

4 魅力と賑わいあふれる商業の振興

- ・ 中心市街地における商業機能とまちづくりとの連携を通じた、訪れる人にアピールする魅力と特色のある商空間づくりの推進
- ・ 消費者ニーズや時代の変化に対応できる力強い商業への転換
- ・ 地域商業の活性化とバランスの取れた商業配置の誘導

< 基本計画に向けた要素 >

- ・ 中心市街地の特性を生かした魅力的で特色ある商業・アミューズメント空間の創出
- ・ 中心市街地のまちづくりとの連携による一体的な商業環境、商業機能の整備・導入の促進
- ・ TMOによる積極的なまちづくりの促進
- ・ 商業の担い手となる人づくりと起業の支援
- ・ 消費者ニーズの変化に対応するため、個々の商店や商店街の経営力の強化に向けた支援
- ・ 人々を引きつける賑わいづくりや個性的な店舗づくりへの支援
- ・ 生活圏における地域商業の活性化とバランスの取れた商業配置の誘導

多様な都市活動を支える快適なまち

まちづくりの方向性

緑豊かな自然と都市機能を併せ持ち、個性的な地域が連なる本市においては、効率的で機能的な都市整備を行いながら、各地域でいきいきと生活できるまちづくりを行うとともに、地方中核都市としての魅力と賑わいのある交流拠点のまちを目指す。

< 施策の視点 >

- ・ まちの個性、魅力を引き出す施策の展開
- ・ 市民、事業者、関係団体等及び行政が一体となった効率的で快適な地域づくり
- ・ 多様な交流を支える人づくりの推進

1 いきいきと暮らせる街づくりの推進

- ・ 人々が集い、歩いて楽しめる、多機能で魅力ある中心市街地の再生
- ・ 生活圏を中心とした特色ある拠点地域づくりとそれらが相互に連携し機能分担する、集約的な街づくりの推進
- ・ ユニバーサルデザインを取り入れた、暮らしやすく利用しやすい街づくりの推進

< 基本計画に向けた要素 >

- ・ 人々が集い、歩いて楽しめる中心市街地の再生
- ・ 拠点地域を中心とした効率的でコンパクトな都市整備
- ・ 市街地における土地の有効活用の推進
- ・ 既存のインフラ投資（ストック）の有効活用
- ・ ユニバーサルデザインを取り入れた公共施設等の整備

2 まちを結ぶ快適なネットワークの形成

- ・ 地域の実情に合わせた公共交通システムの構築と、公共交通機関や自転車の利用促進
- ・ 都市機能を支える体系的な道路網の整備と市民生活に配慮した安全な道路整備
- ・ だれもが高度情報通信サービスを楽しむ環境づくりの促進

< 基本計画に向けた要素 >

- ・ 地域の実情に合わせた公共交通システムの構築
- ・ 中山間地域におけるデマンド交通の推進
- ・ 地域主体によるバス運行の推進
- ・ 軌道交通との連携の推進
- ・ 公共交通機関や自転車を利用しやすい環境の整備
- ・ 交通総量抑制への施策展開と取組を推進
- ・ 地域間の連携・交流の強化や交通渋滞緩和等に配慮した広域道路網の整備
- ・ 安全性・快適性を向上し、歩行者等に配慮した生活道路の整備
- ・ 市民が等しく享受できる情報通信基盤の整備

3 地域から広がるふれあいと交流の推進

- ・ 市民の国際感覚、国際理解のもと、より一層の国際交流、国際化の推進
- ・ 広域的な地域間の連携と交流を深め、地域活性化の推進

< 基本計画に向けた要素 >

- ・ 学校・地域における国際教育の充実
- ・ 市民の国際感覚、国際理解のもと、より一層の国際交流、国際化の推進
- ・ 在住外国人のふれあいの促進とともに、生活しやすい環境整備
- ・ 近隣地域をはじめ県内外の様々な拠点都市との連携ネットワークの形成

第四次長野市総合計画基本構想まちづくりの基本方針の体系骨子案

基本構想

まちづくりの基本方針編

第1章 行政経営の方針

行政経営の方針

- 1 役割分担と協働によるまちづくりの推進
- 2 地域の個性をいかした住民自治の推進
- 3 地方拠点都市としての先導的役割の充実
- 4 行政改革の推進と効率的な行政運営
- 5 成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進

- ・市民と行政の役割分担の明確化と協働によるまちづくりの推進
- ・行政情報の提供と施策形成過程からの積極的な市民参画
- ・市民や地域が自立した地域社会の形成に向けた支援
- ・地方自治の自主性と自立性を高めた、市民生活に密着したまちづくりの推進
- ・広域行政の充実・強化による効率的な住民サービスの提供
- ・行政のスリム化、効率化
- ・民間活力の積極的な活用と一層の行政改革
- ・財源の安定的な確保と効率的な配分による健全財政
- ・市民ニーズに即応できる組織と人材育成
- ・成果を重視した行政経営

第2章 まちづくりの方針 (施策の大綱)

まちづくりの方向性(施策の視点)

まちづくりの目標(都市像)

認め合い支え合う健康福祉のまち

認め合い地域で支え合うことで、一人ひとりが安心して自立した暮らしを営める健康福祉のまちを目指す。

・すべての人がお互いの人権を尊重する社会の形成
 ・互助の精神に満ちた活力ある共生社会の形成
 ・いきいきと豊かに暮らせる健康づくりの推進
 ・地域での支え合いのための総合的な支援体制の整備・充実

- 1 安心して子育て・子育てができる環境づくり
- 2 生きがいのある豊かな高齢社会づくり
- 3 自分らしく生きられる社会づくり
- 4 安心して暮らせる生涯健康づくり
- 5 人権を尊ぶ明るい社会の形成

- ・子どもが健やかに育ち、安心して産み育てられる環境の整備
- ・少子化対策の推進
- ・地域で認め合い支え合いながら暮らせる環境づくりの推進
- ・多様なニーズに対応したサービスの推進
- ・生きがいと健康づくり及び社会的役割を果せる環境づくりの推進
- ・相互理解を育む環境づくりの推進
- ・地域で自立し、安心した生活が営める環境と支援体制の充実
- ・健康の保持・増進が図れる支援体制の充実
- ・安心して医療を受けられる体制の充実
- ・差別のない明るい社会の形成
- ・男女共同参画社会の形成

豊かな自然環境と調和した快適に暮らせるまち

市民、事業者及び行政のパートナーシップにより、豊かな自然環境を保全し、限りある資源が循環する、環境に調和した長野らしいまちを目指す。

・豊かな自然と調和し、共生するまちづくり
 ・市民の環境に対する意識の高揚
 ・市民、事業者及び行政が一体となった協働体制の推進
 ・家庭や地域における環境に対する取組の推進

- 1 豊かな自然環境の保全と創造
- 2 資源が循環する環境共生都市の実現
- 3 安全で快適な生活環境の形成
- 4 潤いと個性ある調和のとれた景観の形成

- ・地球温暖化防止対策
- ・環境問題に対する意識の高揚
- ・自然環境の保全と創造や豊かな生態系の維持
- ・自然環境と共生する都市の実現
- ・資源循環型社会の実現
- ・不法投棄の未然防止と適正な廃棄物の処理
- ・高齢者や障害のある人が安心して暮らせる居住環境の整備
- ・公共下水道等の普及
- ・緑化・親水空間の創造
- ・パートナーシップによる良好な景観の形成

より安全で安心して暮らせるまち

市民の生命・財産を守り、より安全で安心な住みよい地域社会の実現を目指す。

・市民、地域、事業者、関係機関及び行政の相互連携による防災・防犯の取組の推進
 ・災害・犯罪等に対する備え、知識及び危機意識の共有

- 1 災害に強いまちづくりの推進
- 2 より安心して暮らせる安全社会の形成

- ・具体的なデータの開示など、適切な判断材料の提供による、防災意識の高揚・役割分担による総合的な防災体制の整備
- ・治山・治水対策及び都市排水施設整備の推進
- ・消防・救急・救助体制の充実
- ・交通事故のない安全なまちの実現
- ・防災意識の高揚と地域ぐるみの防犯対策の推進
- ・消費生活情報提供・相談体制の充実と生活衛生対策の充実

心豊かな人と多彩な文化が輝くまち

健やかで人間性豊かな人材の育成と地域に息づく多彩な文化の形成を目指す。

・だれもが自由に学びあい創造することができる環境の整備
 ・いきいきとした豊かな人づくりの推進
 ・連携と交流による地域の特色を生かした教育や学習の推進

- 1 次世代を担う人材の育成と環境の整備
- 2 豊かに学びあう社会の形成
- 3 ゆとりと潤いを感じる多彩な文化の創造と継承
- 4 躍動する市民スポーツの振興と競技力の向上

- ・個性を伸ばし、心の優しさと豊かな感性を培い、生きる力を育む多様な教育の展開
- ・個々の児童・生徒に応じた支援体制の充実
- ・家庭・学校・地域の連携と交流
- ・だれもがいつでも自由に学びあうことができる学びの場や機会の充実による、生涯学習環境づくりの推進
- ・学びの輪の広がりによるいきいきとした地域づくりの促進
- ・市民の文化芸術活動の促進と文化的風土の醸成
- ・地域の伝統文化や文化財の保存と市民参加による活用と継承の促進
- ・だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりの推進
- ・競技スポーツの振興と選手の競技力の向上

いきいきと産業が育つ賑わいと活力のまち

長野ならではのオンリーワンを絶えず模索しながら、地域経済の牽引役となるいきいきとした産業の振興を目指す。

・商業、工業、農業、林業、観光の各分野での連携・融合
 ・地域資源のブランド化
 ・既存産業の高付加価値化
 ・産業を支える人づくり
 ・産業の育成による地域雇用の確保

- 1 賑わいと活力を生む観光・コンベンションの推進
- 2 活力ある農林業の推進と中山間地域の活性化
- 3 特色ある産業の集積と工業の高付加価値化
- 4 魅力と賑わいあふれる商業の振興

- ・訪れてみたくなる地域づくりの推進
- ・滞在型・域内周遊型観光への転換
- ・幅広い地域経済の活性化
- ・地域の農業経営の確立
- ・消費者や需要と結びついた活力ある農業の推進
- ・中山間地の特性を生かした産業づくりと活性化対策推進
- ・森林資源の保全と市民の身近な森林づくりの推進
- ・特色ある地域産業づくりと産業の集積化の推進
- ・企業誘致による地域経済の安定と雇用の確保
- ・就業支援と雇用の促進
- ・魅力と特色のある商空間づくりの推進
- ・力強い商業への転換
- ・地域商業の活性化とバランスの取れた商業配置の誘導

多様な都市活動を支える快適なまち

効率的で機能的な都市整備を行いながら、各地域でいきいきと生活できるまちづくりを行うとともに、地方中核都市としての魅力と賑わいのある交流拠点のまちを目指す。

・まちの個性、魅力を引き出す施策の展開
 ・市民、事業者、関係団体等及び行政が一体となった効率的で快適な地域づくり
 ・多様な交流を支える人づくりの推進

- 1 いきいきと暮らせる街づくりの推進
- 2 まちを結ぶ快適なネットワークの形成
- 3 地域から広がるふれあいと交流の推進

- ・歩いて楽しめる、多機能で魅力ある中心市街地の再生
- ・生活圏を中心とした特色ある拠点地域づくりと相互に連携し機能分担する集約的な街づくりの推進
- ・暮らしやすく利用しやすい街づくりの推進
- ・公共交通システムの構築と公共交通機関や自転車の利用促進
- ・都市機能及び市民生活に配慮した道路網の整備
- ・高度情報通信サービスを受受できる環境づくりの推進
- ・一層の国際交流、国際化の推進
- ・広域的な地域間の連携と交流を深め、地域活性化の推進